

「医療制度改革」に反対する意見書

政府・与党社会保障改革協議会は11月29日、「2002年度医療制度改革大綱」を発表した。主な内容は(1)サラリーマン本人が医療機関で支払う自己負担を「必要な時」に2割から3割に引き上げる(2)2003年度から政府管掌健康保険の保険料を引き上げる(3)高齢者医療制度の対象を段階的に75歳以上とし、70～74歳の患者負担は現行どおり1割とする。などとなっている。

政府はこの大綱に沿って医療制度「改革」の政府案をまとめ、来年1月に召集される通常国会での成立を目指すとし、またサラリーマン本人の負担増は、2003年度から実施する意向といわれている。

この改革大綱が実施されると、サラリーマンはこれまで2割負担だった本人の入院・外来、家族の入院が一挙に3割になり、毎月支払う保険料も、年収が基準になるために負担増になる場合も出てくる。70歳以上の高齢者も、通院の多い人は負担が増え、また高齢者で一定以上収入のある人は2割負担となり、倍の値上げになる。

今回の「医療制度改革大綱」は、関係する組織・団体の妥協の産物といわれ、「国民大多数の利益とは相当距離のある政治決着と言わざるを得ない」(毎日新聞)との指摘もあり、負担を強いられる国民から見ると、とても納得できるものではない。

よって、本市議会は、患者や加入者負担は確実に実施されるが、目指すべき医療制度があいまいなうえ、医療機関だけが痛みを免れかねない余地を残すなど、極めて不透明なこの「医療制度改革」には強く反対するものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成13年12月21日

三鷹市議会議長 中山和政